

ヤスクニ・レポ 180
戦後70年を前に
—戦後史を総括しよう
代表 西川重則

1

戦後69年の2014年も後半になろうとしている。「集い」の発足(1968・7・1)からでも来年は50年近くなる。少し遅れて入会を許された私にとっても、不思議な神の導きと言ってよい。入会してからは、どんなに多忙であっても、休むことなく参加し、共に学び合う喜びを分かち合い、今日に至っている。発足の趣旨は、言うまでもなく、靖国神社法案の提出を許さず、提出されるであろう法案、一般に靖国神社国家護持法案と言われていたが、その後1969年6月30日に、推進運動によって国会に提出された。しかし、キリスト者始め反対運動によって、審議未了・廃案となり、今に至るまで推進派の目的は達成されることなく、表面的には静かに時が流れている。それでは今後の動向はどうだろうか。政治の世界はどうか。安定多数を自負している自民党の戦後史を考えて見よう。

保守合同と言われた自民党の結成は1955年1月15日だった。その直前の10月13日、社会党統一大会が開かれたことからいわゆる55年体制と呼ばれ、与野党対立の状態が見られ、政府・与党の一方的政治権力は行使できず、先に記した通り、戦後最重要と言われた靖国神社法案の成立は不可能だった。

靖国神社法案について言えば、1974年4月12日、衆院内閣委員会でいわゆる強行採決がなされ、5月25日、本会議で野党欠席のまま自民党の強行採決となり、参院に送られたが、当時の参院は良識の府として、審議未了・廃案として、参院閉会によって、一件落着、靖国神社法案はその後国会に提出されることなく、第二期の靖国神社公式参拝時代となった。歴史的解決といっても過言ではない参院の審議未了・廃案は参院だからこそ思っていた私である。1974年6月3日の国会でなければ、靖国神社法案の成立という戦後史に私たちは直面するはずであったことを夢

忘れてはならない。なぜなら、自民党結成の時、自民党の結成としての基本方針(「現行憲法の自主的改正」)を公的に表明し、今もなお国会で、自民党議員は同趣旨を強調しているからである。

「現行憲法の自主的改正」とは何を意味するのか。運動の基本方針とは何なのか。

2

1969年5月3日は、日本国憲法の記念日であった。自民党を中心に「自主憲法制定国民会議」が結成された日であり、会長は岸信介元首相であった。第一次岸信介内閣成立は1957年2月25日だった。岸内閣が1957年5月20日、「国防の基本方針」を決定し、「侵略」を防止すること、「愛国心」の高揚などを明文化したこと、それらは右に報告した「自主憲法制定国民会議」と不可欠な関係があったことは自明のことである。靖国神社法案の国会提出などと一体関係にあったことも十分に考えられる。

その後、1985年8月15日に、中曽根康弘首相(当時)が靖国神社に公式参拝し、「内閣総理大臣中曽根康弘」と記帳し、供花料として公費3万円を支出したことも驚きだが、そのような違憲行為を平然と行なったのはなぜなのか。中曽根首相がその年の7月27日、自民党軽井沢セミナーで、「国に殉じた人を国民が感謝するのは当然のこと、さもなくばだれが国に命をささげるか」と講演をしたのは周知の事実である。その時、首相として、「戦後政治の総決算」を主張していたことも重大な発言であったことを強調しておきたい。

今回、戦後史を総括する中で、自民党の戦後史を中心に率直に問題点を述べることで、そしてなぜ自民党の主張が戦後史の中で、大きな位置を占めているのか、主権者・有権者が余り問題にしないのはなぜなのかを同時に真剣に考えること、そして私たち自身の今後の不可避の課題とすべきことを訴えたいと思っている。

言うまでもなく、第一次安倍内閣(2006・9・26一)、第二次安倍内閣(2012・12・26一)、そして第二次安倍改造内閣(2014・9・3一)、そして首相・閣僚は長期の内閣であることを予想していることなど多種多様な提案をしている。一方正しく国家権力を行使することは当然の義務である。その原理原則は日本国憲法に明記されている。

憲法の「前文」、本文について正しい認識を持ち、その原則を誠実に解釈・適用することである。首相なら第72条、閣僚なら第73条、どちらもすべて公務であり、第99条の条文の原則・解釈・適用について誠実に心に刻み、実践することである。一言で言えば、憲法政治を実行することである。一方、すべての公務員も各地方自治体において、第92条の「地方自治の本旨」に基づいて、地方自治の基本原則を遵守すればよい。すべての地方自治体の公務員は、国家権力の最高の責任者である首相始め閣僚が憲法政治に力を尽くすよう不断の警告を忘れないよう励むべきであることを忘れないよう期待したい。

安倍首相は、「戦後レジーム[体制]からの脱却」を主張しているが、それは無理な注文である。今回私は自民党が結成以来今日まで行なってきたことは憲法的に責任を伴った発言、実践とは言えず、日本国憲法政治に値しないことが多過ぎたと言わざるを得ない。地方自治体の公務員の憲法政治の実態も十分とはいえない場合が多い。

なぜなのか。日本が近現代国家としてアジアを始め世界の国々に対して、日本国憲法が強く求めている憲法政治の各条文に習熟し、的確に適用するよう励んでいないからではないだろうか。改憲については、納得させる十分な理由が必要である。とくに安倍首相は違憲が明白な集団的自衛権の閣議決定を行なった(2014・7・1)だけでなく、秋の臨時国会(2014・9・29一)、来年の通常国会で戦争に道を開くことを納得させようとしているのではないか。主権者・有権者は不断の警告、中国を始めアジアに対する侵略・加害の歴史の早期清算にこそ励むべきではないか(2014・9・15)。

2014年8月22日例会奨励「剣を鋤に、槍を鎌に―二度と戦いのことを習わない」 イザヤ書2章2～4節 村瀬 俊夫牧師(日本長老教会教師)

「平和」を実現するためにイエス・キリストは来られた。「平和をつくる者」として、私たちの間に、私たち一人一人の内におられるキリスト。すると、平和憲法はキリストの御心に極めて適うもの。日本国憲法の三大原理の根源は、キリストの福音にある。「平和をつくる者たちは幸いです。その人たちは神の子たちと呼ばれるから」(マタイ5:9)。

イエスが来られた当時(紀元1世紀前半)のパレスチナは、ローマ帝国の植民地支配と領主ヘロデの悪政で、ガリラヤの民衆は塗炭の苦しみを強いられていた。その民衆にイエスは深く同情し(9:36)、病む人や悪霊に憑かれた者を癒し(14:14)、負債(罪)を免除(赦免)し、食べ物を供し(→主の祈り)、彼らに神の国が近づいたと告げる。神の国は、神の義(公平)と平和(共生)の支配。その原動力となるのはアガペーの愛。

アガペーの愛は、対象への無条件の赦し(18:21-27)、対象のニーズに応えるように寄り添うこと。その典型例をザアカイの救いに見る(ルカ19:1-10)。イエスは失われた人を捜して救うために来た方。平和的生存権を保障し確立する神の国。それを妨げる最たるものが戦争。戦争ほど人命を軽ん

じ環境を破壊するものはない。戦争の絶えなかった人類の歴史において、初めて戦争放棄(剣を鋤に、槍を鎌にすること)を表明する日本国憲法が誕生した。その意義は測り知れないほど大きい。

旧約の流れから見通すと、イエス・キリストの到来と日本国憲法の出現は、預言者イザヤの終末預言の成就の始まりとその結実へと至る重要な節目である。イザヤ2:2-4の「終わりの日々に」の預言は、700年余を経てイエス・キリストの来臨で実現した。さらに1900年余を経て日本国憲法において、その結実を見た。「二度と戦いのことを習わない」とあるように、戦後の日本は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」、69年も戦争を放棄した平和国家として歩んできた。その歩みを捨てて戦前に回帰しようとする安倍政権の暴挙を許してはならない。

「二度と戦いのことを習わない」徹底した平和主義は、日本一国では覚束ない。これをすべての国々に及ぼすことが主の御心である。この主の御心を行う日本国となるよう先導する役目こそ、日本の教会の最大の課題であり使命ではないだろうか。